

島根県高等学校体育連盟主催大会参加における本校・分校
合同チーム編成規定

島根県高等学校体育連盟
令和3年4月14日制定

全国高等学校体育連盟（以下、全国高体連）では、「全国高校総体参加における学校単位の基準」において、「校長1人が複数校（本校・分校）の校長を兼ねる場合は、校舎間の距離など地理的事情・練習環境等を配慮し、合同での申請も可能とする。ただし、競技力向上及び勝利至上主義を目的とした合同チームは認めない。」としている。（平成23年12月）

本校・分校の合同チームが全国高校総体に参加する場合には、前年度末までに全国高体連へ申請し、合同チームとして承認されなければならない。また、学校単位での申請とするため、種目ごとに異なる申請はできない。

これらは、全国総体の参加に係る基準であり、県高体連では下記のとおり独自の基準を設けて対応する。

記

- 1 校長1人が複数校（本校・分校）の校長を兼ねる場合は、校舎間の距離など地理的事情・練習環境等を配慮し、部員不足等の特別な事情に限り、合同での申請も可能とする。
ただし、競技力向上及び勝利至上主義を目的とした合同チームは認めない。
- 2 合同チームの編成は、個人の部を持つ種目の団体の部においても認めることとし、本校または分校に必ずしも部活動がなくても良い。
- 3 合同チームの参加を認める大会については、各専門部において決める。原則として、全国高等学校総合体育大会への参加は認められない。
ただし、前年度末までに学校単位での出場として全国高体連へ申請し、承認された場合は、この限りではない。
- 4 合同チーム名は、本校・分校の連名とする。
- 5 合同チームを編成する場合の手続。
 - ①各専門部で作成した大会参加申請書を各専門部長に提出する。
※校長は、合同チーム編成承認申請書（様式3）に必要事項を記入し、各専門部に提出すること。
 - ②各専門部において承認された場合は、様式1により県高体連会長に報告する。